

狛江市体育施設条例施行規則

令和7年12月23日規則第72号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市体育施設条例（昭和58年条例第6号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 登録団体 第8条第4項の規定により登録の承認を受け、元和泉市民テニスコート及び東野川市民テニスコート（以下「テニスコート」という。）を除く体育施設を貸切使用する団体

(2) 主に18歳以下の者で構成する登録団体 登録団体であって、主に18歳以下の者で構成されるもの

(3) 登録団体等 登録団体及び主に18歳以下の者で構成する登録団体

(4) テニスコート個人登録者 第8条第4項の規定により登録の承認を受け、テニスコートを貸切使用しようとする者

(5) トレーニング室個人登録者 第8条第4項の規定により登録の承認を受け、トレーニング室を個人使用しようとする者

(使用区分)

第3条 体育施設の使用区分は、条例別表第2に掲げるとおりとする。

(使用時間及び時間区分)

第4条 体育施設の使用時間及び時間区分は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第5条 体育施設の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 狛江市民プール（以下「プール」という。） 9月1日から翌年7月14日までの日

(2) プールを除く体育施設 隔月（偶数月）の第3木曜日及び12月28日から翌年1月4日までの日。ただし、第3木曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）に当たる場合は、その翌日とする。

(使用者)

第6条 体育施設を使用するに当たっては、第8条第4項の規定による登録の承認を受けるものとする。ただし、狛江市社会教育関係団体登録要綱（平成23年教育委員会要綱第8号）に基づく登録を受けた団体（以下「社会教育関係団体」という。）については、当該登録を受ければ足りる。

(登録要件)

第7条 体育施設の使用において、登録することができる団体又は個人は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 営利を目的とした活動又はこれに類する行為をしないこと。
- (2) 特定の政党の利害に関する行為及び公の選挙に関し特定の候補者を支持又は不支持する行為をしないこと。
- (3) 特定の宗教、教派又は宗派を支持する行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反する行為をしないこと。

2 前項に掲げるもののほか、登録することができる団体又は個人は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 登録団体 代表者が18歳以上の者であり、構成員が5人以上であること。
- (2) 主に18歳以下の者で構成する登録団体 代表者が18歳以上の者であり、監督、コーチその他の市長が認める者を除き、構成員が主に18歳以下の者5人以上で構成されていること。
- (3) テニスコート個人登録者 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学する12歳以上の者(小学生を除く。)であること。
- (4) トレーニング室個人登録者 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学する15歳以上の者(中学生を除く。)であること。

3 前2項の規定にかかわらず、他の公の施設(狛江市地域センター・地区センターの設置及び管理に関する条例(昭和51年条例第9号)に規定する地域センター及び地区センター又は狛江市立公民館条例(平成5年条例第33号)に規定する公民館をいう。以下同じ。)における登録団体は、体育施設の登録団体となることはできない。

(登録)

第8条 登録を希望する者(以下「登録希望者」という。)は、次の各号の区分に応じ、当該各号の方法で登録の申込みをするものとする。この場合において、第1号に掲げる登録の際には、主に活動するホームとなる体育施設又は学校施設(狛江市立学校の施設の使用に関する条例施行規則(平成23年教育委員会規則第1号)第2条第1号に規定する学校施設をいう。)を選択するものとし、登録団体等の登録の際には、構成員の氏名、住所、生年月日及び勤務先又は通学先の名称が記載された名簿を添付するものとする。

- (1) 登録団体等又はテニスコート個人登録者 市長が指定する施設予約を行うためのシステム(以下「施設予約システム」という。)による。
- (2) トレーニング室個人登録者 狛江市民総合体育館トレーニング室使用登録申請書(第1号様式。以下「トレーニング室登録申請書」という。)による。

2 前項にて選択したホームとなる体育施設の変更は、第11条第2項第1号に規定する抽選予約の申込期間中は、変更することができない。

3 市長は、第1項第1号又は第2号の規定による申込みのうち、テニスコート個人登録者又はトレーニング室個人登録者からのものについては、登録希望者

の住所、氏名及び生年月日等が記載された公的機関の発行する本人確認書類等（以下「本人確認書類等」という。）を提示させ、登録希望者の本人確認及び申込み内容に誤りがないかについての確認を行うものとする。この場合において、登録希望者が市外在住者であるときは、登録希望者の本人確認書類等に加え、市内在勤又は在学であることを証明する書類の提示を求めるものとする。

- 4 市長は、第1項第1号又は第2号の規定による申込みを受けたときは、前条に規定する登録要件に該当すること及び第14条第1項に掲げる使用制限に該当しないことを確認の上、第1項第1号の規定による申込みに対しては施設予約システム上で登録の承認をするものとし、同項第2号の規定による申込みに対しては狛江市民総合体育館トレーニング室登録証（第2号様式。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 5 市長は、前項の審査の際、登録の可否について疑義が生じたときは、第1項の規定による登録の申込手続を再度求めるものとする。
- 6 第1項第1号の規定により登録申込みをし第4項の規定により登録された者（以下「システム登録者」という。）が当該登録を変更、更新又は抹消するときは、速やかにオンラインフォームにより申込みをしなければならない。この場合において、市長は、第4項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、施設予約システム上で変更、更新又は抹消の承認をするものとする。
- 7 第1項第2号の規定により登録申込みをし第4項の規定により登録された者が当該登録を変更、更新又は抹消するときは、速やかにトレーニング室登録申請書に登録証を添えて市長に提出し、申込みをしなければならない。この場合において、市長は、第4項の登録の承認を行う場合に準じて審査を行い、変更、更新又は抹消の承認をするものとする。

（登録の有効期間）

第9条 システム登録者の登録の有効期間は、登録された翌年度の4月1日から3年間（以下「本登録期間」という。）とする。ただし、本登録期間内に新たに登録の申請を行った者の有効期間は、登録された日から本登録期間末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、主に18歳以下の者で構成する登録団体の登録の有効期間は、登録された年度の末日までとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、テニスコート個人登録者のうち、19歳である者の登録の有効期間は、19歳となった年度の末日までとする。
- 4 トレーニング室個人登録者の登録の有効期間は、交付の日から3年後の当該月の月末までとする。この場合において、当該登録を継続しようとする者は、有効期間が満了する日の2月前から有効期間が満了する日までの間に、前条第7項に規定する更新の申込みをしなければならない。

（登録の取消し）

第10条 市長は、システム登録者及びトレーニング室個人登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項及び第2項に規定する登録要件に適合しなくなったとき。

- (2) 虚偽の申請により登録又は登録の更新をしたとき。
- (3) 施設を不適切に予約及び使用したとき。
(使用の申込み等)

第11条 システム登録者は、体育施設又は他の公の施設を使用するときは、施設予約システム上で使用の申込みをし、その確認を受けることにより、市長から当該施設の使用許可を受けたものとみなす。ただし、テニスコート個人登録者は、テニスコートの使用に対してのみ申込みができるものとする。

2 前項に規定する申込みは、次の各号の区分に応じ、当該各号の期間に行うものとする。ただし、別に定める規則により市長が特に認めたときは、受付期間前に申請をすることができる。

- (1) 抽選予約 使用を開始する日（以下「使用日」という。）の2月前の日の属する月の初日から10日まで。この場合において、抽選予約できる登録団体等は、この規則による登録を行った団体であって、構成員の2分の1以上の者が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学する者で構成される団体（以下「市内団体」という。）に限るものとし、第8条第1項のホームとして登録した体育施設に係るものについて抽選予約することができる。
- (2) 一般予約 使用日の2月前の属する月の12日午前5時（市内団体以外の団体においては、使用日の1月前の属する月の初日午前5時）から使用する区分の前の時間帯まで

3 システム登録者は、原則として次の各号の区分に応じ、当該各号の期間内に使用料を支払わなければならない。

- (1) 抽選予約 抽選結果が確定した月の25日まで
- (2) 一般予約 申込み後7日以内。ただし、利用日までの期間が7日未満の場合は、利用区分の前までとする。

4 前項の規定にかかわらず、テニスコートの使用に対しては、利用区分の時間帯までに使用料を支払わなければならないものとする。この場合において、現金での支払は利用区分の前の時間帯まで、現金以外の方法での支払は利用区分の時間帯においてのみできるものとする。

5 市長は、使用者から当該体育施設を使用が終了するときまでに使用料の支払がない場合には、当該使用の申込みを取り下げたものとみなす。

6 トレーニング室個人登録者がトレーニング室の使用の申込みをする場合は、使用当日の個人使用券（市長が別に定める個人使用券をいう。以下同じ。）を購入し、確認を受けることで、市長から使用許可を受けたものとみなす。

7 第1項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設等において個人使用の申込みをする場合は、当該各号に掲げる行為をもって、当該体育施設の使用の申込みを行い、市長から使用許可を受けたものとみなす。

- (1) 狛江市民総合体育館 使用当日の個人使用券の購入及び提示
- (2) 狛江市民プール 使用当日の狛江市民プール入場券（市長が別に定める狛江市民プール入場券をいう。以下同じ。）の購入及び提示
- (3) 元和泉スリーオンスリーコート 使用時間内の入場

- (4) 元和泉市民運動ひろば 使用台帳への記入
- 8 個人使用者は、体育施設（元和泉スリーオンスリーコート又は元和泉市民運動ひろばを除く。）の使用に当たり市長に求められたときは、個人使用券又は狛江市民プール入場券を提示しなければならない。
- 9 市長は、第1項、第6項又は第7項の使用許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

（使用料の減額又は免除）

第12条 条例第5条ただし書に規定する使用料の減額又は免除については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき 免除
- (2) 狛江市若しくは狛江市教育委員会が主催又は共催する事業で使用するとき 免除
- (3) 心身に障がいをもつ者（以下「障がい者」という。）及びこれらの者の介護者で構成する市内の団体が、社会体育を目的とした活動で使用するとき 免除
- (4) 障がい者の支援を目的に活動する者10人以上で構成され、障がい者の福祉の増進又はそれに準ずることを目的とした規約、会則等を有し、構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者で構成する団体が、障がい者の支援及び福祉の増進等を目的とした活動で使用するとき 免除
- (5) 市内に住所を有する障がい者及びこれらの介護者が狛江市民総合体育館（個人使用に限る。）、テニスコート及びプールを使用するとき 免除
- (6) 社会教育関係団体が狛江市又は狛江市教育委員会の後援を得て、スポーツ及びレクリエーションの振興を目的として市民を対象に広く参加者を募集して開催する大会で使用するとき 1年度につき2大会まで免除
- (7) 社会体育を目的とし、継続的に活動している社会教育関係団体がその活動に使用するとき 100分の50の減額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下同じ。）
- (8) その他市長が特に必要と認めるとき 100分の50の減額又は免除
- 2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、施設予約システム上で申請し、又は狛江市体育施設等使用料減免申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項第4号の規定による減免申請者は、障がい者の福祉の増進等を目的とした団体の規約、会則等を有していなければならない。
- 4 第1項第5号の規定によりプールの使用料の免除を申請する減免申請者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付け42民児精発第58号）第5条の規定による愛の手帳、療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次

官通知)の規定による療育手帳又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50条)第7条第4項の規定による医療受給者証を提示しなければならない。

- 5 市長は、第2項の規定による申請を受けた場合は、その内容を確認の上、使用料の減額又は免除の決定をし、狛江市体育施設等使用料減免承認(不承認)決定通知書(第4号様式)により減免申請者に通知するものとする。この場合において、施設予約システム上で申請を行った減免申請者に対しては、市長は施設予約システム上でその承認又は不承認の通知を行うものとする。

(使用料の還付)

第13条 条例第6条ただし書に規定する使用料の還付については、天候又はグラウンド等の状態の不良及び熱中症のおそれにより使用できない場合であって、次に掲げる事項が認められたときに限り、これを行うことができる。

- (1) 使用者が30分未満でその使用を中止したとき 全額
 - (2) 使用者が2時間の使用時間に30分以上1時間30分未満でその使用を中止したとき 100分の50
 - (3) 使用の許可を受けた者の責によらない事由により、施設を使用することができないとき 全額
 - (4) 使用日の7日前までに使用の取消しの申請をし、市長が相当の理由があると認めたとき 全額
 - (5) その他市長がやむを得ないと認めたとき。
- 2 使用の許可を受けた者は、前項に規定する使用料の還付を受けようとするときは、体育施設使用料還付申請書兼領収書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査の上、使用料の還付の承認又は不承認を決定し、体育施設使用料還付承認(不承認)決定通知書(第6号様式)を使用者に通知するものとする。

(使用の制限)

第14条 市長は、第11条第2項第1号の抽選予約をした者(テニスコートの使用者に限る。)及び同項第2号の一般予約をした者が、使用日の3日前までに当該予約の取消しを行わず、かつ、第11条第3項第2号又は第4項に規定する期日までに使用料の支払をせずに使用しないこと(天候不良又は環境省が熱中症警戒アラートを発表したときを除く。以下「直前の取消し」という。)の回数が6回に達したものについては、市長が6回に達したことを知った日の翌日から起算して1月間(以下「使用制限期間」という。)は、次に掲げる制限を行うものとする。

- (1) 使用制限期間中の予約を取り消すこと。
 - (2) 使用制限期間中の使用申込みの受付を停止すること。
- 2 前項の回数が1回以上6回未満の場合において、最後の直前の取消しがあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該回数を起算し直すものとする。

(使用者等の遵守事項)

第15条 体育施設の使用許可を受けた者及び体育施設への入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 体育施設の使用については、係員の指示に従うこと。
 - (2) 火災、盗難その他の災害の防止に万全を期すること。
 - (3) 危険物及び危険のおそれがある物を持ち込まないこと。
 - (4) 小学校就学前の幼児がプールに入場する場合は、付添人と共に入場すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長の指示すること。
- 2 市長は、前項に規定する遵守事項に従わない者若しくは従わないおそれがある者又は他人に迷惑を及ぼし、若しくは迷惑を及ぼすおそれがある者の立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。
- 3 事業を実施するに当たり施設を使用する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 販売及び金品の募集を行うときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
 - (2) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布するときは、あらかじめ市長の承認を得ること。

(使用許可の取消し)

第16条 市長は、前条第1項各号に反する場合又は第10条各号のいずれかに該当する場合には、第11条第1項、第6項又は第7項の規定による使用許可を取り消すことができる。この場合において、既に納入した使用料の還付は行わないものとする。

(指定管理者による管理を行う場合の読替え)

第17条 条例第12条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における第8条、第10条、第11条及び第14条から前条まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える。

(協定)

第18条 指定管理者に管理を行わせる場合において、この規則のほか必要な事項は、協定で定める。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に際し必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に狛江市体育施設条例施行規則（平成20年教育委員会規則第10号）第6条第2項の規定に基づき登録を受けたトレーニング室個人

登録者は、第8条第4項の規定に基づき登録の承認を受けているものとみなす。
 この場合において、当該登録者の登録の有効期限は、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

狛江市体育施設の使用時間及び時間区分

名称	施設内容	使用時間	時間区分
狛江市民総合体育館	屋内運動場	午前9時から午後9時まで	1区分は、2時間15分とする。
西和泉体育館	屋内運動場	午前9時から午後9時まで	1区分は、2時間15分とする。
元和泉市民テニスコート	全天候型コート 4面	(1) 4月1日から8月31日まで 午前10時から午後6時まで (2) 9月1日から同月30日まで 午前10時から午後5時まで (3) 10月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後4時まで	1区分は、2時間とする。ただし、9月1日から同月30日までの午後4時から午後5時までは、1時間を1区分とする。
東野川市民テニスコート	全天候型コート 3面	午前10時から午後4時まで	1区分は、2時間とする。
狛江市民グラウンド	グラウンド1面	(1) 4月1日から8月31日まで 午前6時から午後6時まで (2) 9月1日から10月31日まで及び翌年2月1日から3月31日まで 午前6時から午後5時まで (3) 11月1日から翌年1月31日まで	1区分は、2時間とする。ただし、9月1日から10月31日まで及び2月1日から3月31日までの午後4時から午後5時までは、1時間を1区分とする。

		で 午前6時から 午後4時まで	
西和泉グラウンド	多目的運動場	(1) 4月1日から8月31日まで 午前9時から午後6時まで (2) 9月1日から10月31日まで及び翌年2月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで (3) 11月1日から翌年1月31日まで 午前9時から午後4時まで	1区分は、2時間とする。ただし、4月1日から8月31日までの午後5時から午後6時まで及び11月1日から翌年1月31日までの午後3時から午後4時までは、1時間を1区分とする。
狛江市多摩川緑地公園グラウンド	野球場2面	午前6時から午後6時まで	1区分は、3時間とする。
元和泉スリーオンスリーコート	バスケットボールリング2基	(1) 4月1日から8月31日まで 午前10時から午後6時まで (2) 9月1日から同月30日まで 午前10時から午後5時まで (3) 10月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後4時まで	
狛江市民プール	50m変形プール 幼児用プール	午前9時30分から午後5時30分まで。ただし、木曜日は、午前9時30分から午後5時まで	

<p>元和泉市民運動 ひろば</p>	<p>多目的運動広場</p>	<p>(1) 4月1日から8月31日まで 午前10時から午後6時まで (2) 9月1日から同月30日まで 午前10時から午後5時まで (3) 10月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後4時まで</p>	<p>団体使用1区分は2時間とし、平日の午前10時から正午まで、及び正午から午後2時までとする。個人開放は土曜日、日曜日、祝日等の全日、及び平日の午後2時から終了時刻までとする。</p>
------------------------	----------------	---	---